

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道税条例の一部を改正する条例……………（税務課） 1

条 例

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道条例第35号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第34条の2第1項中「控除の限度額で政令第9条の7第4項に規定するもの又は同法第12条第2項の控除の限度額で政令第9条の7第5項に規定するもの」を「地方法人税控除限度額又は同条第2項の政令で定めるところにより計算した金額」に、「同条第6項又は第7項の規定」及び「同条第18項、第19項及び第28項の規定」を「政令で定めるところ」に、「同条第29項に規定する」を「政令で定める」に改め、同条第5項中「第9条の7の2第1項、第2項及び第4項の規定」を「で定めるところ」に改め、同条第6項中「第9条の7の2第3項及び第5項の規定」を「で定めるところ」に改める。

第61条の2第1項中「数量」の次に「（第1号又は第2号の場合にあっては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第5号の場合にあっては、法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている

軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」を加える。

附則第6条の5第1項及び第7条の2第1項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附則第7条の4第1項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第8条の2の7に次の1項を加える。

8 鉄道事業又は軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第105条第2項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第129条第2項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。）のうち法附則第12条の2の7の2第1項の規定の適用を受けた者が、令和9年3月31日までに、当該適用を受けて製造を行った炭化水素油（第61条第3項に規定する炭化水素油をいう。）である軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、当該軽油の消費については、第61条の2第1項（第5号（軽油の消費に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

附則第8条の2の10中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第8条の2の13第1項から第3項までの規定中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条第6項中「車両総重量」の次に「（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。）」を、「トラック」の次に「（総務省令で定める被けん引自動車を除く。）」を加え、「道路運送車両法」を「同法」に改め、「定められた」の次に「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「」を加え、「に係る保安基準」を「」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの」に、「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第7項を第5項とする。

附則第8条の3第1項中「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第61条の2第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
 - 3 新条例附則第8条の2の7第8項の規定は、施行日以後の軽油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。
 - 4 令和6年4月30日までに取得されたこの条例による改正前の北海道税条例附則第8条の2の13第4項及び第5項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
 - 5 新条例附則第8条の3の規定は、令和7年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。
-